

2011年2月11日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—上海市金融サービス弁公室公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第148号)

上海市、外資のPE参入に関する新规定を公布 ～外資PEファンドに対する規制を緩和～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市金融サービス弁公室、上海市商務委員会、上海市工商行政管理局は2010年12月24日付で、『上海市における外商投資持分投資企業の試行業務推進に係る実施弁法』(滬金融弁通[2010]38号、以下、『実施弁法』という)を公布しました。『実施弁法』は、外国の企業もしくは個人が「外商投資持分投資企業」や「外商投資持分投資管理企業」という企業形態によって、プライベート・エクイティ(PE)事業に参入する際の条件や申請手続について規定したものです。

『実施弁法』は上海市を対象とした規定です。上海市以外の地域では、認可手続などが上海市と異なる可能性があります。上海市以外の地域の情報につきましては、お近くの「みずほ」、もしくは関連当局までお問い合わせください。

中国・国務院は2009年4月、『上海の現代サービス業および先進的製造業の発展を加速し国際金融センターおよび国際海運センターを建設することに関する意見』(国発[2009]19号)を公布し、2020年までに上海市を国際金融・海運センターとする構想について明言。上海市政府はこれを受け、同年5月に『上海の現代サービス業および先進的製造業の発展を加速し国際金融センターおよび国際海運センターを建設することに関する国務院の意見書を貫徹することについての上海市政府の実施意見』(滬府発[2009]25号)を発表し、国際金融の分野では、中国の経済成長や人民元の国際的地位に見合った国際金融センターを建設すべく、金融システム、金融サービスなどの向上や金融環境の整備などについて言及しました。このうち、PE市場については、PEやVCの発展を図るため政策措置を完備し、海外の著名なPEファンドが上海に拠点を開設することを奨励し、一定の条件を満たす国外投資家によるPEファンドの設立を支援する旨、規定していました。

こうした動きに合わせ、上海市浦東新区は2009年6月、『浦東新区外商投資持分投資管理企業設立試行弁法』(浦府綜改[2009]2号、2010年6月30日失効)を公布し、外資によるPE事業参入に係る奨励策を打ち出していました。さらに、2010年4月には、『上海市における外商投資持分投資企業の試行業務推進に係る若干の意見』(滬府弁[2010]17号、以下、『意見』という)を公布し、外資によるPE事業奨励策の試行地域を上海市全域まで拡大し、

外資が「外商投資持分投資企業」や「外商投資持分投資管理企業」を設立する際にパートナーシップ制を認めるなど、新たな緩和策について言及していました。しかし設立に係る条件や申請手続などについては明確にされておらず、新たな施策が待たれていました。

『実施弁法』では、上海市における外資PE参入に係る条件について具体的に規定し、「外商投資持分投資企業」や「外商投資持分投資管理企業」といった企業の設立条件や申請手続について明確化を図りました。さらに、新たに「外商投資持分投資試行企業」(以下、「試行企業」という)の制度を導入。規定の条件を満たす場合、上海市金融サービス弁公室などの関連当局により組織される「連席会議」の審議を通過した後、試行企業として認定されると規定しました。

また試行企業の認可を受けた外商投資持分投資管理企業が外貨資金を使用して持分投資企業に出資した場合、その金額が総額の5%を超えない場合は持分投資企業の既存の属性に影響を与えないと規定しており、その他の出資者がすべて中国資本であれば、当該持分投資企業は内資企業扱いとなり、外資に係る制約を受けることなくPE事業が展開できるようになるなど、規制緩和の動きも見て取れます。

『実施弁法』の詳細については、以下をご参照ください。

□ 「外商投資持分投資企業」および「外商投資持分投資管理企業」の定義

『実施弁法』第2条では、「外商投資持分投資企業」と「外商投資持分投資管理企業」について、以下のように定義しています。

【外商投資持分投資企業】

上海市において法に基づき外国の企業もしくは個人が投資に参加して設立し、非上場企業に対する持分投資を主要経営業務とし、かつ『実施弁法』第3章の関連する要求を満たす企業のことを指す。

【外商投資持分投資管理企業】

上海市において法に基づき外国の企業もしくは個人が投資に参加して設立し、持分投資企業の発起・設立、および／もしくは持分投資管理の受託実施を主要経営業務とし、かつ『実施弁法』第2章の関連する要求を満たす企業のことを指す

□ 外商投資持分投資管理企業に係る条件

『実施弁法』では外商投資持分投資管理企業の企業形態について、会社制のほか、昨年より認められた外商投資パートナーシップ企業¹による形態を認めています。

¹ 『外国の企業もしくは個人による中国国内におけるパートナーシップ企業設立管理弁法』(國務院令567号)および『外商投資パートナーシップ企業登記管理規定』(国家工商行政管理総局令第47号)の公布により、外国の企業もしくは個人が中国国内にパートナーシップ企業を設立することが可能となった。

パートナーシップ企業は、『会社法』に規定されている有限責任会社などと比較した場合、無限連帯責任を負う「ジェネラル・パートナー」の存在が必須となっている一方、資本金については「パートナーは、パートナー契約に約定された出资方式、金額および払込期限に基づき、出資義務を履行しなければならない」(『パートナーシップ企業法』第17条)と規定されているのみで、外資であっても、原則として商務主管部門での審査・承認手続が必要ないなど、設立、解散に係る手続が簡便であるといった特徴があります。このためPEなどの投資を主要業務とする企業の場合は、パートナーシップ制が活用可能なのではないかと期待されていました。実際、北京や天津などでは、外資によるパートナーシップ制の持分投資管理企業の設立をすでに認めており、上海市においても、『実施弁法』の公布によりパートナーシップ制を活用したPEの事業展開が実質的に可能になったこととなります。

また『実施弁法』では外商投資持分投資管理企業が従事可能な業務に関して、表1の業務を挙げています。

【表1】 外商投資持分投資管理企業が従事可能な業務

- ✓ 持分投資企業の発起・設立。
- ✓ 持分投資企業の投資業務に係る受託管理、関連サービスの提供。
- ✓ 持分投資に係るコンサルティング。
- ✓ 審査・承認もしくは登記機関の許可を受けたその他の関連業務。

さらに『実施弁法』第9条では、持分投資管理を主要業務とする外商投資企業が企業名称に「持分投資基金管理」を使用する場合、表2のような条件を満たさなければならないとしています。

【表2】

出資要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登録資本(または出資払込引受)は200万米ドル以上。 ✓ 出资方式は通貨形式のみ。外国投資家が出資に使用する通貨は、自由兌換可能な通貨、またはそれが中国国内で取得した人民元利益もしくは株式譲渡、清算等の活動により獲得した人民元の合法的収益であること。 ✓ 登録資本(または出資払込引受)は営業許可証の発行日から3ヵ月以内に20%以上を払い込むこと。残額は2年以内に全額払い込むこと。
国外投資家に係る要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資持分投資管理企業は少なくとも1名の投資家を有し、当該投資家もしくはその関連実体²の経営範囲が持分投資もしくは持分投資管理業務と関連していること。
高級管理人員³に係る要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資持分投資管理企業が設立を申請する場合、少なくとも2名の以下の条件を同時に具えた高級管理人員を有していること。 <ul style="list-style-type: none"> • 5年以上、持分投資あるいは持分投資管理業務に従事した経歴を有していること。 • 2年以上、高級管理職務を務めた経歴を有していること。 • 中国と関連する持分投資に従事した経歴もしくは中国の金融類機関での従業経験を有していること。 • 直近5年において規定違反記録もしくは処理中の経済紛争訴訟案件がなく、かつ個人の信用記録が良好であること。

² 「関連実体」とは、当該投資家が支配している実体、もしくは当該投資家を支配している実体、もしくは当該投資家とともにある実体から支配を受けているもう一方の実体のことを指す(『実施弁法』第9条第1項参照)。

³ 「高級管理人員」とは、副総経理およびそれ以上の職務もしくは相当する職務を担当する管理人員のことを指す(『実施弁法』第9条第2項参照)。

□ 外商投資持分投資企業に係る条件

『実施弁法』では外商投資持分投資企業の企業形態について、パートナーシップ制などの組織形式を認め、また最低出資払込金額を1,500万米ドル、ジェネラル・パートナー以外のリミテッド・パートナーの出資額を100万米ドル以上とするなど、設立条件などについて明確に規定しています。

外商投資持分投資企業に係る設立条件や従事可能業務につきましては、表3をご参照ください。

【表3】 外商投資持分投資企業が従事可能な業務

- ✓ 国が許可した範囲内における、すべての自己保有資金を利用した持分投資。主に以下の投資形式が実施可能。
 - 企業の新設。
 - 設立済企業への投資。
 - 設立済企業に係る投資家持分の譲渡の受入。
 - 国の法律法規が許可するその他の方式。
- ✓ 投資先企業への管理コンサルティングの提供。
- ✓ 登記機関の許可を受けたその他の関連業務。

また、『実施弁法』第14条では、持分投資を主要業務とする外商投資企業が企業名称に「持分投資基金」を使用する場合、表4のような出資要件を満たしていなければならないとしています。

【表4】

出資要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出資払込引受額が1,500万米ドル以上。 ✓ 出資方式は通貨形式のみ。外国投資家が出資に使用する通貨は、自由兌換可能な通貨、またはそれが中国国内で取得した人民元利益もしくは株式譲渡、清算等の活動により獲得した人民元の合法的収益であること。 ✓ パートナーが自己名義で出資すること。 ✓ ジェネラル・パートナーを除き、その他のすべてのリミテッド・パートナーの出資が100万米ドルを下回らないこと。
------	--

さらに、『実施弁法』第16条では、外商投資持分投資企業は、中国国内の条件を満たす銀行を資金の受託管理人として委託するように規定しています(表5参照)。

【表5】 外商投資持分投資企業の資金管理に係る要件

- ✓ 中国国内の条件を満たす銀行を資金の受託管理人として委託すること。
- ✓ 外商投資持分投資企業の受託管理銀行は関連する受託管理制度を関連部門まで届出を行うこと。

□ 外商投資持分投資試行企業に係る資格要件

『実施弁法』では、上海市金融サービス弁公室や上海市商務委員会、上海市工商行政管理局などの関連当局によって「連席会議」を組織し、外資PEに対する審査・承認や関連政策措置を実施するとしています。その

「連席会議」の審議を通過した後、「外商投資持分投資試行企業」(以下、「試行企業」という)が設立可能であると規定しています(『実施弁法』第19条)。

【外商投資持分投資試行企業】

『試行弁法』における外商投資持分投資試行企業とは、連席会議による審査・決定を受けた外商投資持分投資企業および外商投資持分投資管理企業のことを指す。

また、試行企業の認可を受けた外商投資持分投資企業における国外投資家は主に国外の政府系ファンド、年金ファンド、寄付金ファンド、チャリティファンド、ファンド・オブ・ファンズ(FOF)、保険会社、銀行、証券会社などにより構成されなければならないと規定しており(『実施弁法』第19条)、国外機関投資家が外商投資持分投資企業を設立することによって、PEファンド業務を運営することを認めています。

さらに、国外投資家の試行企業に対する出資金に対しては資金受託管理を実施するとし、受託管理銀行が資金口座、口座資金の使用に対して管理受託管理銀行が管理を行う旨、規定しています(『実施弁法』第19条)。

外商投資持分投資管理企業による外貨での投資については、「試行の認可を取得した外商投資持分投資管理企業は、外貨資金を使用してそれが発起・設立する持分投資企業に出資することができ、金額が募集資金総額枠の5%を超えない場合、当該部分の出資は投資した持分投資企業の既存の属性に影響を与えない」(『実施弁法』第24条)としており、その他の出資者がすべて中国資本であれば、当該持分投資企業は内資企業扱いとなり、外資に係る制約を受けることなくPE業務に従事可能となります。

試行企業に係る設立要件などについては、表6をご参照ください。

【表6】 外商投資持分投資試行企業の設立条件

<p>国外投資家に 係る条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国外投資家の申請前における前事業年度において、自己保有資産規模が5億米ドルもしくは管理資産規模が10億米ドルを下回らないこと。 ✓ 健全なガバナンス構造および完全な内部統制制度を有しており、直近2年において司法機関および関連監督管理機関の処罰を受けていないこと。 ✓ 国外投資家もしくはその関連実体が5年以上の関連する投資経歴を有していること。 ✓ 連席会議が要求するその他の条件。
<p>試行に係る 申請要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 試行を申請する外商投資持分投資企業および外商投資持分投資管理企業は、外商投資持分投資企業もしくは設立予定の持分投資企業の業務執行パートナーを介して上海市金融弁公室に試行申請を提出すること。 ✓ 試行の申請を行うパートナーもしくはその関連実体は3年以上の直接的もしくは間接的な中国国内企業への投資に係る良好な投資経歴を有していること。
<p>届出義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資持分投資試行企業は、工商登記後、10営業日以内に所在区(県)の職能部門に届出申請書などの関連資料を提出すること。 ✓ 外商投資持分投資試行企業は、半年ごとに所在区(県)の職能部門に前半期の投資運用過程における重大事件について報告すること。

□ 外商投資持分投資企業の従事が禁止されている分野

『実施弁法』第31条では、外商投資持分投資企業の従事が禁止されている投資として、以下の項目を挙げています。この中に「国が外商投資を禁止している領域での投資」とあることから、『外商投資産業指導目録』で禁止類に該当する領域での投資事業などについては、従事できないのではないかと考えられます。

- ✓ 国が外商投資を禁止している領域での投資。
- ✓ セカンダリー市場での株式および企業債券に係る取引の実施。ただし投資先企業の上場後に、外商投資持分投資企業が保有する株式はこの限りではない。
- ✓ 先物等の金融派生商品に係る取引の従事。
- ✓ 非自社用の不動産に対する直接的もしくは間接的投資。
- ✓ 非自己保有資金による投資。
- ✓ 第三者への貸付もしくは担保の提供。
- ✓ 法律、法規および外商投資持分投資企業の設立に係る文書が従事を禁止しているその他の事項。

『実施弁法』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳、および18ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続きに関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報入手次第、随時ご案内させていただきます。

上海市金融サービス弁公室、上海市商務委員会、上海市工商行政管理局

滬金融弁通[2010]38号

『上海市における外商投資持分投資企業の試行業務推進に係る実施弁法』印刷・配布に関する通達

各区・県人民政府、上海市政府関連委員会・弁公室・局：

『上海の現代サービス業および先進的製造業の発展を加速し国際金融センターおよび国際海運センターを建設することに関する国务院の意見を貫徹することについての上海市政府の実施意見』（滬府発[2009]25号）の精神を貫徹・実行し、条件を満たす国外投資家による国内持分投資企業への参加をより一層遂行するため、『上海市における外商投資持分投資企業の試行業務推進に係る若干の意見』（滬府弁[2010]17号）の要求に基づき、上海市金融サービス弁公室、上海市商務委員会、上海市工商行政管理局は『上海市における外商投資持分投資企業の試行業務推進に係る実施弁法』を制定した。ここに印刷・公布する。遵守・執行されたい。

上海市金融サービス弁公室

上海市商務委員会

上海市工商行政管理局

2010年12月24日

『上海市における外商投資持分投資企業の試行業務推進に係る実施弁法』

第1章 総則

第1条 国務院の『上海における現代サービス業および先進製造業の発展加速ならびに国際金融センターおよび国際海運センター建設を推進することに関する意見』を貫徹・実行し、上海市の持分投資業界の発展を促進し、外商投資持分投資企業の設立および運営を規範化するため、『中華人民共和国会社法』、『中華人民共和国パートナーシップ企業法』および外商投資に関する法律・法規の関連規定に基づき、『上海市における外商投資持分投資企業の試行業務推進に係る若干の意見』の要求に従い、本実施弁法を制定する。

第2条 本弁法における外商投資持分投資企業とは、上海市において法に基づき外国の企業もしくは個人が投資に参加して設立し、非上場企業に対する持分投資を主要経營業務とし、かつ本弁法第3章の関連する要求を満たす企業のことを指す。

本弁法における外商投資持分投資管理企業とは、上海市において法に基づき外国の企業もしくは個人が投資に参加して設立し、持分投資企業の発起・設立、および／もしくは持分投資管理の受託実施を主要経營業務とし、かつ本弁法第2章の関連する要求を満たす企業のことを指す。

第3条 外商投資持分投資企業はパートナーシップ制等の組織形式を採用することができ、外商投資持分投資管理企業は会社制、パートナーシップ制等の組織形式を採用することができる。

第4条 上海市人民政府は外商投資持分投資企業試行業務連席会議（以下、「連席会議」という）を設立し、上海市人民政府担当指導者が召集し、メンバー単位には、上海市金融サービス弁公室、上海市商務委員会、上海市工商行政管理局、上海市発展改革委員会、上海市経済情報化委員会、上海市科学技術委

員会、上海市財政局、上海市地方税務局、上海市住宅保障建物管理局、上海市政府法制弁公室、国家外貨管理局上海市分局、上海市銀行業監督管理局、上海市証券監督管理局および浦東新区人民政府等が含まれる。

連席会議は国家関連部門の指導のもと、関連部門を組織して各種政策措置の制定および実施を行い、上海市の外商投資持分投資企業に係る試行業務を推進し、試行過程における関連問題を協力して解決することに責任を負う。連席会議弁公室は上海市金融サービス弁公室に設置する。

上海市金融サービス弁公室が連席会議の日常業務を引き受ける。上海市商務委員会は会社制外商投資持分投資管理企業の設立・承認および外商投資持分投資企業の上海における投資審査・承認業務に対して責任を負う。上海市工商行政管理局は外商投資持分投資企業および外商投資持分投資管理企業の登録・登記業務に対して責任を負う。国家外貨管理局上海市分局は本弁法に関連する外貨管理事項に対して責任を負う。連席会議のその他メンバー単位は各自の職責に基づき上海市の外商投資持分投資企業に関連する試行業務に対して責任を負う。

第5条 上海市金融サービス弁公室は、上海市の外商投資持分投資企業および外商投資持分投資管理企業の業務主管部門であり、主な職責は以下の通りである。

- (1) 外商投資持分投資企業および外商投資持分投資管理企業の設立に係る審査意見の発行に責任を負う。
- (2) 外商投資持分投資企業の試行に係る申請を受理し、審査・決定を組織することに責任を負う。
- (3) 試行認可を取得した外商投資持分投資企業および外商投資持分投資管理企業に係る届出管理の組織に責任を負う。
- (4) 外商投資持分投資企業に関連する支援政策の制定を組織し、各区(県)政府に対して付随措置の実施を督促することに責任を負う。

第6条 外商投資持分投資企業は中国の関連する法律・法規を遵守し、国内投資は外商投資産業政策に合致しなければならない。

上海市は先進的な技術および管理経験を有する外商投資持分投資企業および外商投資持分投資管理企業の設立を奨励する。

第2章 外商投資持分投資管理企業

第7条 外商投資持分投資管理企業は以下の業務に従事することができる。

- (1) 持分投資企業の発起・設立。
- (2) 持分投資企業の投資業務に係る受託管理、関連サービスの提供。
- (3) 持分投資に係るコンサルティング。
- (4) 審査・承認もしくは登記機関の許可を受けたその他の関連業務。

第8条 外商投資持分投資管理企業は、持分投資企業の発起・設立の過程において、国家関連規定に基づいた資金募集活動を実施し、現行の法律、法規および国家関連政策に違反してはならない。

第9条 持分投資管理を主要業務とする外商投資企業は、名称に「持分投資基金管理」という文言を加える場合、以下の条件を具備していなければならない。

- (1) 外商投資持分投資管理企業は少なくとも1名の投資家を有し、当該投資家もしくはその関連実体の経営範囲は持分投資もしくは持分投資管理業務と関連していなければならない。

本弁法における関連実体とは、当該投資家が支配している実体、もしくは当該投資家を支配している実体、もしくは当該投資家とともにある実体から支配を受けているもう一方の実体のことを指す。

- (2) 外商投資持分投資管理企業が設立を申請する場合、少なくとも2名の以下の条件を同時に満たした高級管理人員を有していなければならない。

- ① 5年以上、持分投資あるいは持分投資管理業務に従事した経歴を有していること。
- ② 2年以上、高級管理職務を務めた経歴を有していること。
- ③ 中国と関連する持分投資に従事した経歴もしくは中国の金融類機関での従業経験を有していること。
- ④ 直近5年において規定違反記録もしくは処理中の経済紛争訴訟案件がなく、かつ個人の信用記録が良好であること。

本弁法における高級管理人員とは、副総経理およびそれ以上の職務もしくは相当する職務を担当する管理人員のことを指す。

- (3) 外商投資持分投資管理企業の登録資本(または出資払込引受)は200万米ドルを下回ってはならず、出資方式は通貨形式に限定する。登録資本(または出資払込引受)は営業許可証の発行日から3ヵ月以内に20%以上を払い込まなければならない、残額は2年以内に全額払い込まなければならない。

外国投資家が出資に使用する通貨は、自由兌換可能な通貨、またはそれが中国国内で取得した人民元利益もしくは株式譲渡、清算等の活動により獲得した人民元の合法的収益でなければならない。中国投資家は人民元で出資する。

第10条 会社制外商投資持分投資管理企業を設立する場合、上海市商務委員会に申請を提出し、以下のプロセスに従い手続を行わなければならない。

- (1) 上海市商務委員会はすべての申請文書を受領した後、5営業日以内に受理するか否か決定する。受理後5営業日以内に、書面で上海市金融サービス弁公室に意見を求める。
- (2) 上海市金融サービス弁公室は上海市商務委員会の照会状および企業のすべての申請文書を受領してから10営業日以内に回答意見書を交付する。
- (3) 上海市商務委員会は上海市金融サービス弁公室の意見書を受領してから8営業日以内に、承認するか否かに係る決定書を発行する。承認する決定を出す場合、『外商投資企業承認証書』を交付する。承認しない決定を出す場合、書面により申請者に通知する。
- (4) 承認を受けた外商投資持分投資管理企業は『外商投資企業承認証書』等の資料に基づき1ヵ月以内に上海市工商行政管理局で登録・登記手続を行い、かつ遅滞なく国家外貨管理局上海市分局で外貨登記手続を行わなければならない。

第11条 パートナーシップ制外商投資持分投資管理企業を設立する場合、上海市工商行政管理局に申請を提出し、以下のプロセスに従い手続を行わなければならない。

- (1) 上海市工商行政管理局はすべての申請文書を受領してから5営業日以内に、書面で金融サービス弁公室に意見を求める。
- (2) 上海市金融サービス弁公室は上海市工商行政管理局からの照会状およびすべての申請文書を受領してから10営業日以内に回答意見書を交付する。
- (3) 上海市工商行政管理局は上海市金融サービス弁公室の意見書を受領してから5営業日以内に、登記するか否かの決定を出す。登記する場合、営業許可証を交付する。登記しない場合、回答書を交付し、併せて理由を説明しなければならない。

- (4) パートナーシップ制の外商投資持分投資管理企業は、遅滞なく工商登記登録等の資料を持参し、国家外貨管理局上海市分局で外貨登記、口座開設認可等の外貨管理事項に関連する手続を行わなければならない。

第12条 外商投資持分投資管理企業を除き、その他の外商投資企業は名称に「持分投資基金管理」の文言を使用してはならない。

第3章 外商投資持分投資企業

第13条 外商投資持分投資企業は以下の業務に従事することができる。

- (1) 国が許可した範囲内において、すべての自己保有資金を利用して持分投資を行うことができ、具体的な投資方式には、企業の新設、設立済企業への投資、設立済企業に係る投資家持分の譲渡の受入および国の法律法規が許可するその他の方式が含まれる。
- (2) 投資先企業への管理コンサルティングの提供。
- (3) 登記機関の許可を受けたその他の関連業務。

第14条 持分投資を主要業務とする外商投資企業は、名称に「持分投資基金」という文言を加える場合、以下の条件を具備していなければならない: 出資払込引受が1500万米ドルを下回らないこと、出資方式が通貨形式に限られていること、パートナーが自己名義で出資すること、ジェネラル・パートナーを除き、その他のすべてのリミテッド・パートナーの出資が100万米ドルを下回らないこと。

外国投資家が出資に使用する通貨は自由兌換可能な通貨、またはそれが中国国内で取得した人民元利益もしくは株式譲渡、清算等の活動により獲得した人民元の合法的収益でなければならない。中国投資家は人民元で出資する。

第15条 パートナーシップ制外商投資持分投資企業を設立する場合、以下のプロセスで手続を行う。

- (1) 上海市工商行政管理局はすべての申請資料を受領してから5営業日以内に、書面で上海市金融サービス弁公室に意見を求める。
- (2) 上海市金融サービス弁公室は上海市工商行政管理局の照会状およびすべての申請資料を受領してから10営業日以内に、回答意見書を交付する。
- (3) 上海市工商行政管理局は上海市金融サービス弁公室の意見書を受領してから5営業日以内に、登記するか否かの決定を出す。登記する場合、営業許可証を交付する。登記しない場合、回答

書を交付し、かつ理由を説明する。

- (4) パートナーシップ制外商投資持分投資企業は遅滞なく工商登記登録等の資料を持参して国家外貨管理局上海市分局で外貨登記、口座開設認可等に係る外貨管理手続を行わなければならない。

第16条 外商投資持分投資企業は国内の条件を満たす銀行を資金の受託管理人として委託しなければならない。

外商投資持分投資企業の受託管理銀行は関連する受託管理制度を関連部門まで届け出なければならない。

第17条 外商投資持分投資企業を除き、その他の外商投資企業は名称に「持分投資基金」の文言を使用してはならない。

第18条 外商投資持分投資企業が国内で持分投資を行う場合、国の関連する外商投資に係る法律、行政法規、規則に基づき取り扱わなければならない。

第4章 外商投資持分投資試行企業

第19条 本弁法における外商投資持分投資試行企業とは、連席会議による審査・決定を受けた外商投資持分投資企業および外商投資持分投資管理企業のことを指す。

外商投資持分投資試行企業における外商投資持分投資企業の国外投資家は主に国外の政府系ファンド、年金ファンド、寄付金ファンド、チャリティファンド、ファンド・オブ・ファンズ(FOF)、保険会社、銀行、証券会社および連席会議が認可するその他の国外機関投資家により構成されなければならない。

外商投資持分投資試行企業による出資に対して専門的な資金受託管理を実施し、資金口座および口座内資金の使用は受託管理銀行が規定に基づき管理を実施する。

第20条 試行を申請する外商投資持分投資企業の国外投資家は、以下の条件を具備していなければならない。

- (1) 当該投資家の申請前における前事業年度において、自己保有資産規模が5億米ドルもしくは管理資産規模が10億米ドルを下回らないこと。
- (2) 健全なガバナンス構造および完全な内部統制制度を有しており、直近2年において司法機関および関連監督管理機関の処罰を受けていないこと。

- (3) 国外投資家もしくはその関連実体が5年以上の関連する投資経歴を有していること。
- (4) 連席会議が要求するその他の条件。

第21条 試行を申請する外商投資持分投資企業および外商投資持分投資管理企業は、外商投資持分投資企業もしくは設立予定の持分投資企業の業務執行パートナーを介して上海市金融弁公室に試行申請を提出しなければならない。当該パートナーもしくはその関連実体は3年以上の直接的もしくは間接的な中国国内企業への投資に係る良好な投資経歴を有していなければならない。申請者は以下の申請資料を提出しなければならない。

- (1) 試行申請書。添付資料には以下が含まれる:第20条で要求されている書面証明資料、機関投資家の場合は営業許可証のコピー、直近1年の会計監査を受けた財務諸表等の資料を提出すること。
- (2) 持分投資企業に係る資料。これには以下が含まれる:募集説明書、パートナー協議(主に国外投資家の出資比率、募集金額および募集進捗等が含まれる)、主要高級管理人員の履歴書等。
- (3) 受託管理銀行の関連資料および受託管理銀行と署名した関連文書。
- (4) 申請者の発行する上述のすべての資料の真実性に係る誓約書。
- (5) 連席会議が要求するその他の資料。

第22条 上海市金融サービス弁公室はすべての申請文書を受領してから5営業日以内に受理するか否かを決定する。受理後、10営業日以内に、連席会議の関連単位を招集して審議を行い、試行企業の審査・認定を行う。審議を通過し試行の要求に合致する場合、上海市金融サービス弁公室は書面で申請者に通知し、かつ連席会議の関連単位および試行企業の受託管理銀行に写しを送付する。審議を通過しなかった場合、上海市金融サービス弁公室が書面で申請者に通知する。

第23条 試行の認可を取得した外商投資持分投資企業は審査を通過してから6ヵ月以内に、本弁法第3章の要求に基づき工商登記登録手続を完了しなければならない。期限を過ぎた場合、再度、試行資格の申請を行わなければならない。

第24条 試行の認可を取得した外商投資持分投資管理企業は、外貨資金を使用してそれが発起・設立する持分投資企業に出資することができ、金額が募集資金総額枠の5%を超えない場合、当該部分の出資は投資した持分投資企業の既存の属性に影響を与えない。

第25条 外商投資持分投資試行企業は受託管理銀行で外貨資金の国内持分投資事項に係る手続を行うことができる。

本弁法が公布される前に、すでに資本金口座を開設している外商投資持分投資管理企業は、連席会議弁公室の認可を受けた後、口座開設銀行で外貨資金の国内持分投資事項に係る手続を行う。

第5章 監督管理

第26条 連席会議は上海市の外商投資持分投資企業に関連する試行業務を組織することに責任を負い、各連席会議メンバー単位は連席会議の手配に基づき相応する管理業務を遂行する。

試行企業所在区(県)政府は具体的な職能部分を明確にし、上海市金融サービス弁公室が本区(県)の範囲内で登録する外商投資持分投資試行企業に対して実施する届出管理に責任を負うことに協力しなければならない。定期的に外商投資持分投資試行企業に係る融資、投資、財務等の情報を理解し、かつ連席会議に状況を報告しなければならない。

第27条 上海市金融サービス弁公室は外商投資持分投資試行企業に対して届出管理を実施する。外商投資持分投資試行企業は、工商登記後、10営業日以内に所在区(県)の職能部門に以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 届出申請書。
- (2) 株主協議、会社定款もしくはパートナー協議等の文書。
- (3) 工商登記決定文書および営業許可証のコピー。
- (4) 承諾出資額および払込済出資額に係る証明。
- (5) 少なくとも2名の高級管理人員に係る名簿、履歴書および関連する証明資料。
- (6) 投資政策決定システムおよび投資政策決定に参加する主要人員に係る履歴書および身分証明書。

区(県)の職能部門は上述の書類を不備なく受領した後、上海市金融サービス弁公室に報告する。

第28条 外商投資持分投資試行企業は、半年ごとに所在区(県)の職能部門に前半期の投資運用過程における重大事件について報告しなければならない。

前項における重大事件とは、以下のことを指す。

- (1) 外商投資持分投資企業による投資。
- (2) 外商投資持分投資管理企業による投資。
- (3) 契約、定款もしくはパートナー協議等の重要法律文書の改訂。
- (4) 高級管理人員の変更。
- (5) 委託管理を行っている外商投資持分投資管理企業の変更。
- (6) 登録資本(払込引受出資)の増加もしくは減少。
- (7) 分割および合併。
- (8) 解散、清算もしくは破産。
- (9) 上海市金融サービス弁公室が要求するその他の事項。

区(県)職能部門は上述の資料を受領してから5営業日以内に、上海市金融サービス弁公室に報告する。

第29条 外商投資持分投資試行企業が国内投資プロジェクトについて報告する場合、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 外商投資持分投資企業に係る投資届出表。
- (2) 投資先企業の営業許可証(コピーに投資先企業の公印を押捺すること)。
- (3) 投資先企業所在地の外資主管部門の文書。

第30条 外商投資持分投資試行企業の受託管理銀行が履行すべき職責は以下を含むがそれに限定されるものではない。

- (1) 定期的に連席会議弁公室および連席会議の関連単位に対して外商投資持分投資試行企業に係る資金受託管理の運営状況、投資プロジェクト状況等の情報を報告すること。
- (2) 毎事業年度終了後、連席会議弁公室に対して、外商投資持分投資試行企業の各関係者が照合・一致した前年度の国内持分投資状況についての年度報告書を提出すること。
- (3) 外商投資持分投資試行企業の投資運営を監督し、その投資方向に国の法律法規もしくは受託管理協議に違反する状況を発見した場合、執行を取りやめ、かつ直ちに連席会議弁公室に報告すること。
- (4) 連席会議が規定するその他の監督事項。

第31条 外商投資持分投資企業は以下の業務に従事してはならない。

- (1) 国が外商投資を禁止している領域での投資。
- (2) セカンダリー市場での株式および企業債券に係る取引の実施。ただし投資先企業の上場後に、外商投資持分投資企業が保有する株式はこの限りではない。
- (3) 先物等の金融派生商品に係る取引の従事。
- (4) 非自社用の不動産に対する直接的もしくは間接的投資。
- (5) 非自己保有資金による投資。
- (6) 第三者への貸付もしくは担保の提供。
- (7) 法律、法規および外商投資持分投資企業の設立に係る文書が従事を禁止しているその他の事項。

第32条 上海市金融サービス弁公室は信書および電話での質問、訪問もしくは受託管理銀行への問い合わせ等の方式を介して、届出済の外商投資持分投資試行企業に係る状況を理解し、かつ社会監督システムを構築することができる。

届出済の外商投資持分投資試行企業が本弁法の規定に違反した場合、上海市金融サービス弁公室は関連部門と共同で事実確認調査を行わなければならない。状況が事実に属する場合、上海市金融サービス弁公室は当該企業に対して30日以内に改正を行うように命じなければならない。期限を過ぎても改正されていない場合、上海市金融サービス弁公室は届出を取り消し、かつ社会に公告し、併せて関連部門と共同で法に基づき調査・処理を行い、事案の軽重に基づき法に従い処罰を与える。犯罪を構成した場合、法に従い刑事責任を追及する。

第33条 上海持分投資協会、上海国際持分投資基金協会等の業界自律組織の機能を発揮し、業界自律を強化し、適格投資家および優秀管理団体の名誉ある市場を建設する。

第6章 附則

第34条 パートナーシップ制外商投資持分投資企業およびパートナーシップ制外商投資持分投資管理企業が以下の登記事項の発生に係る変更手続を行う場合、上海市工商行政管理局は上海市金融サービス弁公室の意見を求めなければならない。

- (1) 経営範囲の変更。
- (2) パートナーの変更。
- (3) 払込引受、もしくは払込済出資金額、払込期限の増加もしくは減少

(4) パートナーシップ企業類型の変更。

- 第35条** パートナーシップ制外商投資持分投資企業およびパートナーシップ制外商投資持分投資管理企業が抹消手続を行う場合、上海市工商行政管理局は上海市金融サービス弁公室に報告しなければならない。
- 第36条** 外商投資企業が上海市で再投資により会社制持分投資管理企業もしくは会社制持分投資企業を設立する場合、『外商投資企業の国内投資に係る暫定規定』に基づき上海市商務委員会の審査・承認を受けなければならない。
- 第37条** 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資家が上海市で持分投資企業および持分投資管理企業の投資・設立を行う場合、本弁法を参照して執行する。
- 第38条** 外商投資持分投資企業の試行業務は上海市の条件を満たす区・県において段階的に展開する。
- 第39条** 本弁法は上海市金融サービス弁公室、上海市商務委員会および上海市工商行政管理局が各自の職責に基づき解釈に責任を負う。
- 第40条** 本弁法は公布日から30日後に施行する。

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 仮訳 】

上海市金融服务办公室 上海市商务委员会 上海市工商行政管理局

沪金融办通[2010]38号

关于印发《关于本市开展外商投资股权投资企业试点工作的实施办法》的通知

各区、县人民政府，市政府有关委、办、局：

为贯彻落实《上海市人民政府贯彻国务院关于推进上海加快发展现代服务业和先进制造业建设国际金融中心和国际航运中心意见的实施意见》（沪府发[2009]25号）精神，进一步做好符合条件的境外投资者参与设立境内股权投资企业，根据《关于本市开展外商投资股权投资企业试点工作的若干意见》（沪府办[2010]17号）要求，市金融办、市商务委、市工商局制定了《关于本市开展外商投资股权投资企业试点工作的实施办法》。现印发给你们，请按照执行。

上海市金融服务办公室

上海市商务委员会

上海市工商行政管理局

二〇一〇年十二月二十四日

《关于本市开展外商投资股权投资企业试点工作的实施办法》

第一章 总 则

第一条 为贯彻落实国务院《关于推进上海加快发展现代服务业和先进制造业建设国际金融中心和国际航运中心的意见》，促进本市股权投资行业发展，规范外商投资股权投资企业的设立和运作，根据《中华人民共和国公司法》、《中华人民共和国合伙企业法》及外商投资相关法律法规的有关规定，按照《关于本市开展外商投资股权投资企业试点工作的若干意见》要求，制定本实施办法。

第二条 本办法所称的外商投资股权投资企业，是指在本市依法由外国企业或个人参与投资设立的，以对非上市企业进行股权投资为主要经营业务，并符合本办法第三章有关要求的企业。

本办法所称的外商投资股权投资管理企业，是指在本市依法由外国企业或个人参与投资设立的，以发起设立股权投资企业，和/或受托进行股权投资管理为主要经营业务，并符合本办法第二章有关要求的企业。

第三条 外商投资股权投资企业可以采用合伙制等组织形式，外商投资股权投资管理企业可以采用公司制、合伙制等组织形式。

第四条 市人民政府成立外商投资股权投资企业试点工作联席会议（以下简称联席会议），由市人民政府分管领导召集，成员单位包括市金融办、市商务委、市工商局、市发展改革委、市经济信息化委、市科委、市财政局、市地税局、市住房保障房屋管理局、市政府法制办、外汇局上海市分局、上海银监局、上海证监局和浦东新区人民政府等。

联席会议在国家有关部门的指导下，负责组织有关部门制定和落实各项政策措施，推进本市外商投资股权投资企业相关试点工作，协调解决试点过程中的有关问题。联席会议办公室设在市金融办。

市金融办承担联席会议的日常工作；市商务委负责公司制外商投资股权投资管理企业设立审批及外商投资股权投资企业在沪投资审批工作；市工商局负责外商投资股权投资企业和外商投资股权投资管理企业注册登记工作；外汇局上海市分局负责本办法所涉外汇管理事宜；联席会议其他成员单位根据各自职责负责推进本市外商投资股权投资企业相关试点工作。

第五条 市金融办为本市外商投资股权投资企业和外商投资股权投资管理企业的业务主管部门，主要职责如下：

- （一） 负责出具外商投资股权投资企业和外商投资股权投资管理企业设立的审查意见；
- （二） 负责受理外商投资股权投资企业试点申请并组织审定；
- （三） 负责组织获准试点外商投资股权投资企业和外商投资股权投资管理企业的备案管理；
- （四） 负责组织制定与外商投资股权投资企业相关的扶持政策，督促各区（县）政府落实配套措施。

第六条 外商投资股权投资企业应遵守中国有关法律法规，境内投资应符合外商投资产业政策。

本市鼓励设立具有先进技术和管理经验的外商投资股权投资企业和外商投资股权投资管理企业。

第二章 外商投资股权投资管理企业

第七条 外商投资股权投资管理企业可从事如下业务：

- (一) 发起设立股权投资企业；
- (二) 受托管理股权投资企业的投资业务并提供相关服务；
- (三) 股权投资咨询；
- (四) 经审批或登记机关许可的其他相关业务。

第八条 外商投资股权投资管理企业在发起设立股权投资企业过程中，要按照国家有关规定开展资金募集活动，不得违背现行的法律、法规和国家相关政策。

第九条 以股权投资管理为主要业务的外商投资企业，在名称中要加注“股权投资基金管理”字样的，应具备下列条件：

- (一) 外商投资股权投资管理企业应至少拥有一个投资者，该投资者或其关联实体的经营范围应当与股权投资或股权投资管理业务相关。

本办法所指的关联实体是指该投资者控制的某一实体，或控制该投资者的某一实体，或与该投资者共同受控于某一实体的另一实体。

- (二) 外商投资股权投资管理企业在申请设立时，应当具有至少两名同时具备下列条件的高级管理人员：

- 1. 有五年以上从事股权投资或股权投资管理业务的经历；
- 2. 有二年以上高级管理职务任职经历；
- 3. 有从事与中国有关的股权投资经历或在中国的金融类机构从业经验；
- 4. 在最近五年内没有违规记录或尚在处理的经济纠纷诉讼案件，且个人信用记录良好。

本办法所称高级管理人员，系指担任副总经理及以上职务或相当职务的管理人员。

- (三) 外商投资股权投资管理企业注册资本（或认缴出资）应不低于 200 万美元，出资方式限于货币形式。注册资本（或认缴出资）应当在营业执照签发之日起三个月内到位 20% 以上，余额在二年内全部到位。

外国投资者用于出资的货币须为可自由兑换的货币或其在中国境内获得的人民币利润或因转股、清算等活动获得的人民币合法收益，中国投资者以人民币出资。

第十条 设立公司制外商投资股权投资管理企业应向市商务委提出申请，按以下程序办理：

- (一) 市商务委自收到全部申请文件之日起 5 个工作日内决定是否受理；在受理后 5 个工作日内，书面征求市金融办意见；
- (二) 市金融办自收到市商务委征询函和企业全部申请文件之日起 10 个工作日内书面回复意见；
- (三) 市商务委在接到市金融办书面意见之日起 8 个工作日内，做出批准或不批准的书面决定。决定予以批准的，颁发《外商投资企业批准证书》；决定不予批准的，书面通知申请人；
- (四) 获批的外商投资股权投资管理企业凭《外商投资企业批准证书》等材料在一个月内向市工商局申请办理注册登记手续，并及时至外汇局上海市分局办理外汇登记手续。

第十一条 设立合伙制外商投资股权投资管理企业应向市工商局提出申请，按以下程序办理：

- (一) 市工商局自收到全部申请文件之日起 5 个工作日内，书面征求市金融办意见；
- (二) 市金融办自收到市工商局征询函和企业全部申请文件之日起 10 个工作日内书面回复意见；
- (三) 市工商局在接到市金融办书面意见之日起 5 个工作日内，做出是否登记的决定。予以登记的，发给营业执照；不予登记的，应当给予书面答复，并说明理由；
- (四) 合伙制的外商投资股权投资管理企业须及时凭工商登记注册等材料至外汇局上海市分局办理外汇登记、开户核准等相关外汇管理事宜。

第十二条 除外商投资股权投资管理企业外，其他外商投资企业不得在名称中使用“股权投资基金管理”字样。

第三章 外商投资股权投资企业

第十三条 外商投资股权投资企业可从事如下业务：

- (一) 在国家允许的范围内，以全部自有资金进行股权投资，具体投资方式包括新设企业、向已设立企业投资、接受已设立企业投资者股权转让以及国家法律法规允许的其他方

式；

- (二) 为所投资企业提供管理咨询；
- (三) 经登记机关许可的其他相关业务。

第十四条 以股权投资为主要业务的外商投资企业，名称中要加注“股权投资基金”字样的应具备：认缴出资应不低于 1500 万美元，出资方式限于货币形式；合伙人应当以自己名义出资，除普通合伙人外，其他每个有限合伙人的出资应不低于 100 万美元。

外国投资者用于出资的货币须为可自由兑换的货币或其在中国境内获得的人民币利润或因转股、清算等活动获得的人民币合法收益，中国投资者以人民币出资。

第十五条 设立合伙制外商投资股权投资企业按以下程序办理：

- (一) 市工商局自收到全部申请文件之日起 5 个工作日内，书面征求市金融办意见；
- (二) 市金融办自收到市工商局征询函和企业全部申请文件之日起 10 个工作日内书面回复意见；
- (三) 市工商局在接到市金融办书面意见之日起 5 个工作日内，做出是否登记的决定。予以登记的，发给营业执照；不予登记的，应当给予书面答复，并说明理由。
- (四) 合伙制的外商投资股权投资企业须及时凭工商登记注册等材料至外汇局上海市分局办理外汇登记、核准开户等相关外汇管理手续。

第十六条 外商投资股权投资企业应当委托境内符合条件的银行作为资金托管人。

外商投资股权投资企业的托管银行应将相关托管制度报送有关部门备案。

第十七条 除外商投资股权投资企业外，其他外商投资企业不得在名称中使用“股权投资基金”字样。

第十八条 外商投资股权投资企业在境内进行股权投资，应当依照国家有关外商投资的法律、行政法规、规章办理。

第四章 外商投资股权投资试点企业

第十九条 本办法所称外商投资股权投资试点企业是经联席会议审定的外商投资股权投资企业和外商投资股权投资管理企业。

外商投资股权投资试点企业中外商投资股权投资企业的境外投资者应主要由境外主权基金、养老基金、捐赠基金、慈善基金、投资基金的基金（FOF）、保险公司、银行、证券公司以及联席会议认可的其他境外机构投资者组成。

外商投资股权投资试点企业的出资实行专项资金托管，资金账户及账户内资金使用应由托管银行按规定实施管理。

第二十条 申请试点的外商投资股权投资企业中的境外投资者，应具备下列条件：

- （一） 在其申请前的上一会计年度，具备自有资产规模不低于五亿美元或者管理资产规模不低于十亿美元；
- （二） 有健全的治理结构和完善的内控制度，近二年未受到司法机关和相关监管机构的处罚；
- （三） 境外投资者或其关联实体应当具有五年以上相关投资经历；
- （四） 联席会议要求的其它条件。

第二十一条 申请试点的外商投资股权投资企业和外商投资股权投资管理企业，应通过外商投资股权投资企业或拟设立股权投资企业的执行事务合伙人向市金融办递交试点申请。该合伙人或其关联实体需具备三年以上直接或间接投资于中国境内企业的良好投资经历。申请人需递交如下申请材料：

- （一） 试点申请书。所附材料包括：第二十条要求的书面证明材料、机构投资者应提交营业执照复印件、最近一年经审计的财务报表等材料；
- （二） 股权投资企业资料。包括：募集说明书、合伙协议（主要包括境外投资者的出资比例、募集金额和募集进度等）、主要高管人员简历等；
- （三） 托管银行的有关资料及与托管银行签署的相关文件；
- （四） 申请人出具的上述全部材料真实性的承诺函；
- （五） 联席会议要求的其他材料。

第二十二条 市金融办自收到全部申请文件之日起 5 个工作日内决定是否受理；在受理后 10 个工作日内，召集联席会议相关单位进行评审，审定试点企业。经评审符合试点要求的，由市金融办书面通知申请人，并抄送联席会议有关单位和试点企业的托管银行；评审不通过的，由市金融办书面通知申请人。

第二十三条 获准试点的外商投资股权投资企业须在通过审核之日起六个月内，根据本办法第三章要求完成工商登记注册手续，过期须重新申请试点资格。

第二十四条 获准试点的外商投资股权投资管理企业可使用外汇资金对其发起设立的股权投资企业出资，金额不超过所募集资金总额度的 5%，该部分出资不影响所投资股权投资企业的原有属性。

第二十五条 外商投资股权投资试点企业可至托管银行办理外汇资金境内股权投资事宜。

本办法发布前已经开立资本金帐户的外商投资股权投资管理企业，经联席会议办公室批准后至开户行办理外汇资金境内股权投资事宜。

第五章 监督管理

第二十六条 联席会议负责组织本市外商投资股权投资企业相关试点工作，各联席会议成员单位根据联席会议安排做好相应的管理工作。

试点企业所在区（县）政府应明确具体职能部门，配合市金融办负责对本区（县）范围内注册的外商投资股权投资试点企业实施备案管理，定期了解外商投资股权投资试点企业融资、投资、财务等信息，并向联席会议报告情况。

第二十七条 市金融办对外商投资股权投资试点企业实行备案管理。外商投资股权投资试点企业在工商登记后 10 个工作日内向所在区（县）职能部门提交下列材料：

- （一） 备案申请书。
- （二） 股东协议、公司章程或合伙协议等文件。
- （三） 工商登记决定文书与营业执照复印件。
- （四） 承诺出资额和已缴出资额的证明。
- （五） 至少两名高级管理人员名单、简历及相关证明材料。
- （六） 投资决策机制以及参与投资决策的主要人员简历及身份证明。

区（县）职能部门在收到上述材料齐备后 5 个工作日内，报市金融办。

第二十八条 外商投资股权投资试点企业，应当在每半年向所在区（县）职能部门报告上半年投资运作过程中的重大事件。

前款所称重大事件，系指：

- （一） 外商投资股权投资企业投资；

- (二) 外商投资股权投资管理企业投资；
- (三) 修改合同、章程或合伙协议等重要法律文件；
- (四) 高级管理人员的变更；
- (五) 所委托管理的外商投资股权投资管理企业的变更；
- (六) 增加或减少注册资本（认缴出资）；
- (七) 分立与合并；
- (八) 解散、清算或破产；
- (九) 市金融办要求的其他事项。

区（县）职能部门在收到上述材料 5 个工作日内，报市金融办。

第二十九条 外商投资股权投资试点企业报告境内投资项目，应提供下列材料：

- (一) 外商投资股权投资企业投资备案表；
- (二) 被投资企业营业执照（复印件加盖被投资企业公章）；
- (三) 被投资企业所在地外资主管部门的文件。

第三十条 外商投资股权投资试点企业的托管银行应履行的职责包括但不限于：

- (一) 定期向联席会议办公室及联席会议有关单位上报外商投资股权投资试点企业托管资金运作情况、投资项目情况等信息；
- (二) 每个会计年度结束后，向联席会议办公室上报外商投资股权投资试点企业各方核对一致的上一年度境内股权投资情况的年度报告；
- (三) 监督外商投资股权投资试点企业的投资运作，发现其投向违反国家法律法规或托管协议的，不予执行并立即向联席会议办公室报告；
- (四) 联席会议规定的其他监督事项。

第三十一条 外商投资股权投资企业不得从事下列业务：

- (一) 在国家禁止外商投资的领域投资；
- (二) 在二级市场进行股票和企业债券交易，但所投资企业上市后，外商投资股权投资企业所持股份不在此列；
- (三) 从事期货等金融衍生品交易；
- (四) 直接或间接投资于非自用不动产；

- (五) 挪用非自有资金进行投资;
- (六) 向他人提供贷款或担保;
- (七) 法律、法规以及外商投资股权投资企业设立文件禁止从事的其他事项。

第三十二条 市金融办可以通过信函与电话询问、走访或向托管银行征询等方式,了解已备案的外商投资股权投资试点企业情况,并建立社会监督机制。

已备案的外商投资股权投资试点企业违反本办法规定的,市金融办应会同有关部门查实。情况属实的,市金融办应责令其在 30 个工作日内整改;逾期未改正的,市金融办取消备案并向社会公告,并会同相关部门依法进行查处,按情节轻重依法予以惩处;构成犯罪的,依法追究刑事责任。

第三十三条 发挥上海股权投资协会、上海国际股权投资基金协会等行业自律组织的作用,加强行业自律,建立合格投资者和优秀管理团队的声誉市场。

第六章 附 则

第三十四条 合伙制外商投资股权投资企业及合伙制外商投资股权投资管理企业办理下列登记事项发生变更时,市工商局应征求市金融办意见:

- (一) 变更经营范围;
- (二) 变更合伙人;
- (三) 增加或减少认缴或实际缴付的出资数额、缴付期限;
- (四) 变更合伙企业类型。

第三十五条 合伙制外商投资股权投资企业及合伙制外商投资股权投资管理企业办理注销时,市工商局应通报市金融办。

第三十六条 外商投资企业在本市再投资设立公司制股权投资管理企业或公司制股权投资企业的,应按照《关于外商投资企业境内投资的暂行规定》报市商务委审批。

第三十七条 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区的投资者在本市投资设立股权投资企业和股权投资管理企业,参照本办法执行。

第三十八条 外商投资股权投资企业试点工作在本市有条件的区县逐步开展。

第三十九条 本办法由市金融办、市商务委和市工商局按照各自职责负责解释。

第四十条 本办法自颁布之日起 30 日后施行。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。